**県立学校大分教育ネットワーク更改業務委託仕様書**

１　委託業務名　　県立学校大分教育ネットワーク更改業務（以下、「本業務」という。）

２　業務目的　　　GIGAスクール構想実現のため、令和２年度に県教育委員会が１人１台端末（iPad：以下、「県貸与端末」という。）を配備し、学校での活用が進む中で、アプリの利用や通信量増に対応するとともに、生徒所有端末（BYOD：Bring Your Own Device）についても校内で活用できるようにするため、県立高校および特別支援学校のネットワーク接続環境の構築等の整備業務を委託するもの。

３　履行期間　　契約締結日から令和７年3月26日（水）

４　業務対象校

（１）ネットワーク環境構築対象校：大分県立学校58校

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 住　所 | 電話番号 |
| 大分上野丘高等学校 | 大分市上野丘２丁目１０－１ | 097-543-6249 |
| 大分舞鶴高等学校 | 大分市今津留１丁目１９－１ | 097-558-2268 |
| 大分工業高等学校 | 大分市芳河原台１２－１ | 097-568-7322 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　他　55校

　　（２）ローカルブレイクアウト（ＬＢＯ）新規実施予定校：以下7校

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 住　所 | 電話番号 |
| 大分雄城台高等学校 | 大分市大字玉沢1250番地 | 097-541-0123 |
| 大分鶴崎高等学校 | 大分市南鶴崎3丁目5番1号 | 097-527-2166 |
| 大分南高等学校 | 大分市判田台南1丁目1番1号 | 097-597-6001 |
| 佐伯豊南高等学校 | 佐伯市大字鶴望2851-1 | 0972-22-2361 |
| 爽風館高等学校 | 大分市上野丘1丁目11番14号 | 097-547-7700 |
| 大分東高等学校 | 大分市大字屋山2009番地 | 097-592-1064 |
| 由布高等学校 | 由布市庄内町大龍2674-1 | 097-582-0244 |

※LBO対象校には、大分県教育委員会が契約する回線を導入するため、その接続環境を

構築すること。

５　作業概要

本業務の作業にあたっては、「大分教育ネットワーク運用保守業務」及び「大分県教育委員会ヘルプデスク運営委託業務」の委託先と十分に協議のうえ、以下のとおり作業を実施すること。なお、本業務に伴う機器の調達及び既存ネットワーク設備等の調査・設定変更、調達機器の保守業務経費など本仕様書で記載する業務に係る一切の経費等は全て本業務費用に含めること。

1. ネットワーク機器の設置位置、設定内容調査及び搬入

下記６．(1)、(3)、(5)の機器を大分県が指定する県立学校へ搬入し、指定位置に設置設定すること。

※設置場所および数量表別紙１参照

1. クラウドUTM設定内容調査及び構築作業

下記６.（2）をクラウド上に構築し、ＬＢＯ校で利用できるよう正常に動作させること。

(3) ネットワーク機器の設置位置、設定内容調査及び搬入

下記６．(4)の機器を大分県が指定する箇所へ搬入し、指定位置に設置設定すること。

(4) ＬＡＮ接続

ネットワーク機器に接続するＬＡＮケーブルを、下記６．(1)、（3）、(4)、(5)の機器に接続すること。なお、追加で必要となるＬＡＮケーブル・光ケーブル及び配線作業（高所作業含む）に関わる経費も本業務費用に含めること。

(5) 電源接続

下記６．(1)、(3)、（4）、(5)の機器を電源に接続すること。電源は既存のものを利用すること。

(5)その他（既存機器の移設設置）　１４台

　　　LBO校に設置しているVPNアクセスルーターAT-AR4050S (ｱﾗｲﾄﾞﾃﾚｼｽ社製)を特別支援学校14校に移設設置し設定を行うこと。

(6) ネットワーク環境の構築

* + 1. 下記６．（1）、(5)の機器及び（2）のライセンスを活用し、対象校内の端末（BYOD端末を含む）がセキュアな環境下でクラウド等を利用できるようネットワーク環境を構築すること。また、県教育ネットワーク及び県立学校ネットワークを熟知した上で、機器の設置・設定作業を実施すること。
    2. 生徒所有端末の認証方法（既存機器）については必要に応じて、県と協議のうえ設定すること。なお、インターネット回線は別途県が契約する回線を使用すること。
    3. 機器設定作業において、既存ネットワーク設備の調整が必要となる場合、適宜「大分県教育委員会ヘルプデスク運営委託業務」及び「大分教育ネットワーク運用保守業務」の委託先と協議の上、設定変更作業を依頼すること。
    4. ネットワーク機器のＩＰアドレスは、教育デジタル改革室が指定するものを利用すること。
    5. 既設ネットワークへの影響確認を行い、接続不調等が生じた場合は不具合改善に向けた対応を行うこと。また、その費用も本業務費用に含むこと。
    6. ネットワーク監視を行うため、既存機器ならびに今回「６調達機器」で示す導入対象機器に対し変更設定を行う事。

・管理用vlanを新たに設定すること。

・管理用IPを管理用vlan上に新たに設けること。

・その他動作に必要となる設定を行うこと

キ）認証機器の導入に伴い、既存のネットワーク監視基盤(InterMapper)および無線AP管理サーバー（UNIFAS）に登録変更を行うこと。この変更作業はヘルプデスクが設置されている大分県教育デジタル改革室にて行うものとする。

(7) 提出物

受託者は、本業務が完了した場合、次の書類を教育デジタル改革室あて提出すること。

ア）ネットワーク構成図

イ）LANケーブルタグ管理表

ウ）機器設定管理シートおよび機器設定情報

エ）機器設置後の写真

6　保守業務

　　上記６の機器が常に完全な機能を保つように、保守作業を行うこと。また、「大分教育ネットワーク運用保守業務」の委託先と連携し保守を実施すること。

1. 保守対象及び内容
2. 保守対象

上記６に掲げる機器とする。

1. 保守内容
   * 1. 障害箇所の特定及び原因除去のための適切な対処
     2. 障害回復後の正常動作確認
     3. 障害対応状況・結果報告
     4. 各部調整
     5. 大分県が指示した設定の追加及び変更作業
     6. ユーザー取扱いに起因する障害の場合、予防のためのユーザー指導・助言
     7. 修正ファームウェア等の適用実施
2. 業務の時間

大分県の勤務時間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から１月３日までの日を除く午前８時３０分から午後５時１５分）を原則とする。ただし、障害の内容を考慮し大分県が必要と判断した場合は、上記以外でも対応すること。

1. 保守の対応期間及び場所等

保守の対応期間及び場所等については、原則として以下の通りとする。

1. 対応期間及び場所

保守は、原則として大分県の職員が保守業者に対して連絡を行ってから概ね２時間以内に対応を行うこと。ただし、障害発生後２４時間以内に障害回復の見込みが立たない場合については、大分県と協議のうえ、代替機を設置し、故障機を引き取って保守業者が保有する作業場で保守作業を行うことができること。

代替機を設置した場合は、代替機の設置及び保守対象機器設置時の代替機の引き取りをしなければならないものとする。

②　保守体制図等の作成

保守体制図及び業務フローを作成し、大分県に提出すること。（様式は任意）

1. 報告期限等

大分県に対し、速やかに障害の速報を通知するとともに障害への対応状況を逐次報告すること。また、障害回復後速やかに対応結果報告書を大分県に提出すること。

1. 保守業務経費

保守業務経費とは、窓口対応に要した経費、故障した機器等の原形復旧に要する部品・機材・修繕・設定等の経費、ソフトウェアのバージョンアップに要する経費、現地対応のための往復交通費、その他保守業務を実施するために要する一切の経費をいう。

８　その他

作業詳細については、別途打合せを実施すること。